

シンガポール法律コラム

第27回 シンガポールにおける M&A について (続)

2026年2月

One Asia Lawyers Group

日本法・シンガポール法(FPC)・イングランド&ウェールズ法弁護士

増田 浩之

みなさん、こんにちは。今回も、前回から引き続き、シンガポールの M&A について解説します。シンガポールにおいて M&A (株式譲渡を前提とする) を行うに際しての各ステップの概要と留意事項についてご説明します。



1. 対象会社の選定・交渉、専門家の起用

(1) M&A トレンド

M&A における対象会社の選定の方法は、たとえば、元々取引先であった会社を買収する場合、事業開発部等の事業部が選定する場合、Financial Advisor などの外部のアドバイザーからの紹介を受ける場合等、事案によって様々です。

対象会社との初期的な交渉や、ストラクチャーの検討、ハイレベルな規制事項 (ライセンス規制等) の確認や、弁護士・会計士などの専門家の起用の検討もこのタイミングで行うことが一般的です。

(2) 基本合意書の作成・締結

次のステップは、対象会社・売主となる株主との間での基本合意書の締結となります。M&A の目的を確認し、前提となる譲渡価値の確認、スケジュールの確認、独占交渉権の有無・期間、秘密保持義務等を規定します。多くのケースでは、独占交渉権や秘密保持義務等を除き、法的拘束力を持たせない形とすることが一般的です。

とはいえ、ここで議論した事項は、一定の前提となつてその後の交渉が進むケースが多いため、法的拘束力がないとしても、その後の交渉の内容や方法に影響があり得る点は留意が必要となります。相手方との交渉次第ですが、1週間から数週間程度を要することが一般的です。

(3) デューデリジェンスの実施

(i) 基本合意書締結後、デューデリジェンス (DD) を実施するフェーズに移ります。DD とは、対象会社の企業価値・リスクの適正評価のために、買収者が最終契約前に対象会社に関して実施する問題点の調査・分析及び検討のことをいいます。多くのケースでは、法務、財務、税務に関する DD を行うのが一般的です。これに加え、ビジネス DD、また、業態によっては IT に関する DD、環境 DD 等を行う場合もあります。

最近では、Virtual Data Room といわれるクラウド上のデータルームに対象会社の資料をアップロードしてもらい、そのレビュー・確認を行いながら進めていくケースが通常です。必要な場

合には現地での確認や代表者や関連部署責任者へのインタビューを実施して、対象会社の事業内容の把握や潜在的なリスクを確認します。

提供される資料や書類の量や質、また、対象会社による回答の的確さや協力次第で、DDの期間は変わり得ますが、筆者の感覚では、概ね2週間から2か月程度以内で完了するケースが多いです。

(ii) シンガポールでは、ACRA 登記をはじめとする公示制度の信頼性が高いこと、各許認可の制度を含む法制度の透明性が高いこと等から、事案にはよるものの、極めてハイリスクな事項が検出されるケースは比較的少ないように思われます。

とはいえ、あるイシューについてのリスクの評価は、買収の目的と密接に関連するため、実務的観点も踏まえて慎重に行うことが必要となります。

(4) 各契約書の作成・締結

株式譲渡を前提とする M&A においては、株式譲渡のための株式譲渡契約書 (Share Purchase Agreement : SPA)、既存株主が残る場合など買収後株主が複数となる場合の株主間契約書 (Shareholders' Agreement : SHA)、既存のマネジメントチームをリテインする場合のサービス契約書 (Service Agreement / Employment Agreement) が代表的な契約書となります。

シンガポール法は、イギリス法を源流とするいわゆるコモンロー体系であり、定めのない事項があれば法律に委ねるというのではなく、契約書に可能な限り盛り込んで争いのないようにするという発想があります。そのため、各契約書は、日本の M&A と比較しても倍以上の分量となることが通常です。取引の根幹部分、DDでの検出事項への対応を、契約書に反映させることが重要となります。

(5) クロージング・取引実行

クロージングは取引実行のことであり、株主名義の変更 (又はそれに必要な書類の交付) と譲渡代金の決済を行います。シンガポールでは、最終的には ACRA の Bizfile 上の株主の名義の変更を行うことから、そのために必要な書類の交付・確認と譲渡代金の決済を行うこととなります。

これらの手続きにあたっての書類や情報の確認に加え、SPA で定めた前提条件の充足確認 (取引先からの取引実行にあたっての承諾等案件によって様々です) を行うため、数週間から1か月程度は通常要するのが一般的です。

ACRA 登記関連については秘書役を通じて行うこととなりますが、最近ではシンガポールで新たに株主や取締役として登録するに際しての KYC チェックは厳しくなっており、そのために必要な ID 等の書類を準備するにあたって余裕をもった期間設定も必要となります。

(6) PMI (買収後の統合作業)

PMI とは、Post-Merger Integration の略語であり、一般的には M&A のクロージングの相当期間内に実施される経営統合作業をいいます。

内容は、統合方針の検討、統合方針のリストアップから、組織・規定類、人事・労務、経営管理体制、財務・経理の見直し、中期経営計画の策定・実施、その後のフォローなど多岐にわたります。対象会社のこれまでの実務や慣習、雇用環境を尊重しつつ、日本本社から人を派遣・駐在させるなどして日本側のマネジメントシステム等を取り込んでいく作業となります。

日本とシンガポールの法律の違いや文化の違いもさることながら、人の感情なども絡む実務的に難しい作業となりますが、これこそが M&A の本来の目的でもあり、M&A の成功のために最も重要といってもいいステップです。

※本稿は、シンガポールの週刊 SingaLife (シンガライフ) において掲載中の「シンガポール法律コラム」のために著者が執筆した記事を、ニューズレターの形式にまとめたものとなります。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いいたします。

なお、本ニューズレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著 者 >



増田 浩之

One Asia Lawyers Singapore Office

弁護士 (日本法・シンガポール法(FPC)・イングランド&ウェールズ法)

弁護士登録後、日本の大手製薬企業法務部にて、日本国内外の契約法務を中心に、クロスボーダーの M&A、ライセンス契約その他企業提携関係 (資本提携・業務提携含む) 構築のための契約交渉その他の業務及び提携関係構築後の対応業務等に従事する。また、医薬品企業法務研究会にも参加 (オブザーバー) し、医薬品・医療機器を含むヘルスケア分野の研究を重ねる。

その後、大阪にある事業再生・事業承継・M&A を専門とする法律事務所にて、契約法務・労務・総務等の一般企業法務業務のほか、事業再生・M&A、会社組織や株式・事業の譲渡等に関連して生じた紛争・訴訟の対応も数多く行う。

One Asia 参画後は、アジアパシフィック地域を中心とする M&A を含むアライアンス案件に多数従事し、日系企業の現地進出及びその後の経営をサポートする。

現在、M&A プラクティスチーム・ヨーロッパプラクティスチームのリーダーを務める。日本法、シンガポール法、イングランド・ウェールズ法弁護士資格を保有し、日本法とコモンロー双方の専門性を活かして、アジアパシフィック地域のみならず、欧州地域の M&A、コーポレート案件も多数手がける。

hiroyuki.masuda@oneasia.legal